

植物検疫くん蒸における危害防止対策要綱の一部を次のように
改正する。

第4の2の(2)中次の次にエとして次のように加える。

エ サイロ上、サイロ下等立ち入り禁止されている場所について、サイロの機能の保全管理上緊急止むを得なくくん蒸関係者以外の者が立ち入る必要が生じた場合には、その都度当該場所のガス濃度が抑制濃度以下であることを確認すること。(植物検疫くん蒸作業主任者及びくん蒸施設の所有者)